

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース
地球的課題検討部会（第6回）

1. 日時 : 平成22年11月2日（火） 17:30～18:50

2. 場所 : 総務省第1特別会議室

3. 出席者 :

(1) 構成員（座長・座長代理を除き五十音順、敬称略）

金子 郁容（座長）、村上 輝康（座長代理）、喜多 伸一、小菅 敏夫、須藤 修、
関口 和一、野原 佐和子、森 俊介、山田 肇

(2) 総務省

平岡総務副大臣、森田総務大臣政務官、小笠原総務審議官、山川総務審議官、利根川情報通信国際戦略局長、田中情報流通行政局長、桜井総合通信基盤局長、原政策統括官、久保田官房総括審議官、稲田官房審議官、武井官房審議官、原口電気通信事業部長、吉田電波部長、今林情報通信国際戦略局参事官、谷脇情報通信政策課長、本間情報通信国際戦略局国際戦略企画官

4. 議事 :

(1) 電子政府推進対応ワーキンググループからの検討結果報告

(2) 最終報告書（案）について

(3) フリーディスカッション

5. 議事録 :

【金子座長】 それでは、定刻となりましたので、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース 地球的課題検討部会第6回会合を開催させていただきます。

皆様方、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。座長の金子でございます。よろしくお願いいたします。

また、会合の様様はこれまでのとおりインターネットに中継をしておりますので、ご了承ください。

前回のこの全体の部会が5月の中旬ということで、かなりお久しぶりということでございます。その間、かなり世界は変わっておりまして、まず、首相がか変わった。サッカーの岡田監督が、ワールドカップが終わってみたら首相がかわっていたという名言がありました。内閣の顔ぶれも変わりました。今日は新内閣の政務三役の方が2人来てお

られます。それでも、新成長戦略、行政改革、地域格差の是正、地域主権、地域のきずなの形成など、ICTなくては達成できないということが重点であることには変わりないと思います。私たちもこれまでの成果、今日まとめということでやらせていただきますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に先立ちご報告いたします。5月18日、これは中間取りまとめが発表された日ですけれども、第3回の政策決定プラットフォームが開催され、各部会における検討状況についての説明がありました。私からは中間取りまとめについて簡単に説明をいたしました。本日の会合では、この中間取りまとめをさらに肉づけをした最終報告書を取りまとめるということをしていただきたいと思います。たたき台を皆様方に、昨日中にメールでは送らせていただいていると思います。お手元にございますので、それについて今日ご議論いただきたいと思います。

まず、議事に入る前に、平岡副大臣と森田政務官より一言ずつごあいさつをいただきたいと思います。副大臣のほうからよろしくお願ひします。

【平岡総務副大臣】 こんにちは。先ほど座長のほうから時代が変わって、首相がかわったと言われましたけれども、私も前は内閣府の副大臣をやっておったんですけれども、改造内閣の中で、内藤副大臣の後を引き継いでこの仕事をさせていただくということになりました。

先ほどお話がありましたように、前回の会合以来、いろいろな議論もあったのかもしれませんが、私も前回の会合についてもよく自分自身が直接タッチしていなかったということもございますので、ぜひ皆様方のご意見をしっかりと勉強してまいりたいというふうに思いますし、今日の会合で最終的な取りまとめ、報告というようなことも出されると聞いております。ぜひその報告書も踏まえて、これからしっかりと取り組んでいきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【金子座長】 では、森田さん、お願ひします。

【森田総務大臣政務官】 森田でございます。9月の内閣改造で政務官に入れていただきました。政務官になるまでは小さい国民新党という政党の政調会長をやっておりましたが、今般、皆さん方と勉強させてもらえることを大変ありがたく思っておりますし、本日も大変ご多忙の中お集まりいただきましたことを大変御礼申し上げたいと思っております。

自分は議員になるまでは医者をやっておりましたので、この10年間の例えば医療と

いうものだけ見ても、オーダーリング、レセプト、カルテ本体、あるいは画像情報等の電子化共有化というものが、医療の質の向上に確実に寄与してきているなというふうに思っていました。人間というのはやっぱり食わず嫌いなところもありますので、電子カルテ入れるときには病院でも先生方で反対する人もいれば賛成もあったり、手間が大変だという看護師さんがいたりとか、いろいろなことがあるんですけど、入れてみるとやっぱりこれは使ってよかったということが成功体験として自分がいたところだけでなくて、もう世の中全体でそういうふうに変化が来てきているように思います。

ですから、今回、グローバル政策ということで、環境、医療、教育、行政など、最もこれからのICT活用に対して重要な点をご議論いただくことはほんとうにありがたいと思っておりますし、ぜひ本日の取りまとめをいかしていきたいと思っておりますので、本日、最終取りまとめであります、活発なご討議いただけますようによろしくお願ひします。ありがとうございます。

【金子座長】 ありがとうございます。ちょっと皮肉を一言いいたいんですけど(笑)、過去におきましては、せっかくICTを導入しても、それが本当に社会に役に立たなかったということもなかったとは言えない。我々はこの新しい時代に、今、森田政務官のおっしゃったように、「やっぱりICTが入ってよかった」と実感できるものをということに心をかけてこの中間取りまとめをつくってまいりました。実際にそのようになることを希望しております。

では、議事に入らせていただきます。ご承知のように本部会のもとには3つのワーキンググループが設置されています。「環境問題対応ワーキンググループ」、「遠隔医療等推進ワーキンググループ」、「電子政府推進対応ワーキンググループ」の3つでございます。また、本部会で研究開発に関する検討を踏まえて、それから派生いたしました「脳とICTに関する懇談会」というものも立ち上がっております。医療、環境、電子政府につきましては、最終報告書が出されており、また、脳とICTに関しましては、中間報告書が取りまとめられているところでございます。環境と医療については、既に本部会において検討結果をご報告いただき、中間取りまとめの中に反映をしております。皆様ご承知のとおりだと思います。電子政府につきましては、中間取りまとめの段階でまだ報告書はなかったんでございますが、その後、全部で10回という大変たくさんのご議論をいただきまして、このほど検討結果が出ました。それをご報告いただき、本日議論したいと思ひます。

なお、電子政府ワーキンググループの報告書の内容は、今日、本部会でこれからご議論いただきます最終報告書（案）の中に既に盛り込んでおります。これは、私の判断で盛り込んでおります。これは決まったということではなしに、今日村上ワーキンググループ座長のほうから、電子政府ワーキンググループの報告をいただいた上でご議論いただき、最終報告書ということにしたいというふうに思います。

それでは、早速ですが、電子政府推進対応ワーキンググループでの検討結果について、当ワーキンググループの座長である村上座長代理よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【村上座長代理】 ワーキンググループ座長の村上からご報告させていただきたいと思っております。

お手元の資料の参考1-1の概要版をベースにしまして、必要なときに参考資料1-2の報告書に言及しながら報告をさせていただければと思います。

概要版の1ページをおめくりください。ご案内のように5月にIT戦略本部の新たな情報通信技術戦略におきまして、「国民本位の電子行政の実現」が戦略の重要な柱として位置づけられました。この国民本位の電子行政の実現の共通基盤とされたのが、国民ID制度でございます。その後、6月に工程表ができましたが、2011年に実現条件を整理して、12年に制度設計をして、13年までに導入するということを目指すということになっております。また、同時にこの過程で、民間IDとの連携可能性を検討するべきであるということがこの中でうたわれているところでございます。

そういう基本方針に沿った形で、本年4月に地球規模的課題検討部会において、電子政府推進対応ワーキンググループが設置されました。国民本位の電子政府、国民本位の電子自治体の実現に向けて、具体的な検討課題あるいはアクションプランの明確化を行うこととされております。このために、須藤構成員と私を含む8名の構成員が編成されまして、6カ月、座長からお話ありましたように10回の非常に熱い議論を重ねてまいりました。このワーキンググループの検討の視点とかスコープについてご理解いただくために、この報告書の2ページをお開きいただければと思います。

この図1とございますのは、9月にIT戦略本部で始まりました電子行政に関するタスクフォースに提出されたものでございます。この図は、上に行政分野がAからDまで並んでおりまして、それらが情報連携基盤の中にあります国民IDコードでおのおのつながっているという形になっています。その基盤は、個人情報保護の仕組み等も含めて

制度でサポートされているという構造が示されております。これは国民本位の電子行政についてのイメージ図なわけですが、この図の中に国民が陽表的に出てきておりません。国民がどこにいるかといいますと、情報連携基盤の左方にポータルという箱があって、それがICカードでつながっているという表現がありますが、このICカードの向こうに国民の利用者がいて、国民の利用者はここから電子行政を利用するという形になっております。このICカードは住基カードですが、これを電子行政で使うためには公的個人認証を受ける必要がございます。公的個人認証は今年度、年初で146万枚発行されております。この146万枚という数字は、日本の人口からいいますと、1%台でありますし、経済活動人口で見ても、3%以下の数字でございます。こういう厳しい現実があるわけでありまして、電子政府全体を本当に国民本位のものにしていくためには、この国民と情報連携基盤をつなぐところのアクセスをできるだけ早く、太いものにしていく必要があるという大きな課題がございます。

同じ報告書の4ページの図は、これを違う角度から見ています。この図は上に国民としての市民と企業のアイコンがありまして、下のほうに年金とか納税とか住民票というような行政サービスが並んでおります。この中で、横の情報の連携によって行政業務の効率性を高めていくという議論につきましては、内閣官房の社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会で非常に詳しく議論がされているところでございます。このワーキンググループでは、縦の議論、市民と電子行政サービス、企業と電子行政サービスの間のアクセスをどうやって広げていくかということ、識別子と認証手段からなりますクレデンシャルの多様化という視点から議論をしてきたということでございます。

もう一度、概要版に戻っていただきたいのですが、1ページの一番下の検討スコープのところ、「国民が多様な電子行政サービスにアクセスするためのアクセス手段の在り方の検討を中心にしてやります」とあります。これは私どもの中では、要するに国民を電子行政の利用を促していく側面ということで、プッシュ要因というふうに表現いたしました。同時にプルの側面がありまして、国民が便利さを実感できるような魅力あるサービスの実現というプル要因の大きな課題がありました。その2つの課題をベースにして検討を行ってまいりました。実際に検討しましたものは2ページにございます3つの方策でございます。第1は民間IDの利活用。第2が公的個人認証サービスの利用拡大。第3が魅力ある電子行政サービスの提供です。

第1の民間IDの利活用につきましては、冒頭申し上げましたように、公的個人認証

を補完する手段として、国民が普段よく使っている既存の民間事業者発行のID、例えばポータル事業者ですとか、金融機関だとか、携帯事業者のIDのようなものですが、こういうIDを用いて電子行政を認証する、あるいは認証できるようにすることが有効なのではないかという指摘がございました。もちろんこれにつきましては、認証制度をどうするかとか、コストと利用範囲の関係をどうするかというような検討課題があるということでございます。

2番目の公的個人認証サービスにつきましては、既に政府内で非常に幅広い議論が行われております。このワーキンググループでは、その中で何が最も重点を置いて加速すべきものなのかというところに焦点を置いて議論をいたしました。

3番目の魅力ある電子行政サービスにつきましては、この1についても、2についても魅力ある電子行政サービスの必要性が再三指摘されたところでございますが、重要なものとしては、添付資料の取り寄せということが個人にとりましても、企業にとりましても重要であるという論点がございます。

その具体的な検討の中身を3ページと4ページにまとめてございます。3ページの最初が民間IDの利活用についてですけれども、既存のIDのクレデンシャルの有効活用をしましょうということなのですが、これを、実際にやっていきますためにまず必要なのは2番目のIDクレデンシャルの安全性とか信頼性を測る共通の基準をつくるべきということです。おのおのの民間のID、クレデンシャルがどの程度安全であり、どの程度信頼性があるかということ、官のIDも含めて、共通の基準の中ではかかれるようにしなければいけないというところが、まず必要なところでございます。これはどのように安全性を担保しているか、どのように信頼性を担保しているかというところで見えていくわけですが、この議論については、日本では日本の国民性を考えると、IDの提供はどのようにという側面とともに、だれが行っているかということが結構大事だということで、この要素も考慮ながら、この基準は考えるべきであるという論点がございました。

そのような基準ができますと今度は個々の電子行政そのものがどういう安全性、信頼性の保証レベルを要求するのかということを検証することによって、さきの2とあわせますと、電子行政サービスが要請するものと、それに対応して民のID、クレデンシャルがどのような信頼性、安全性を提供できるかという対応関係が明確になってまいります。

こういうものが必要なわけですが、なかなかイメージしにくいということで、このワーキンググループでは、報告書のほうの一番最後の部分、29ページ、30ページに試行的に対応関係を作成してみたらどうなるかというのをまとめてございます。29ページは保証レベル1、2、3、4となっています。4になるほど厳しい保証レベルを要求するものです。この中では、黄色いハッチがかかっているところに、例として、子育て関連のサービスについて、どのような保証レベルになるかというのを試行的に分類しております。例えばレベル2ですと、子どもの医療費助成ですとか、自立支援の教育給付金の申請ですとか、子育てサービスの入会ですとか、子ども手当の申請等、働きながら子育てをしている人にとってみると非常に魅力的なサービスがたくさんレベル2に入っておりますし、レベル1にも健康診断の予約ですとか、施設予約等、便利なサービスが入っております。そういうものを提供するIDにつきましては、次の30ページのブルーの部分にレベル別に1、2、3、4で整理されておりますが、1は通常の民間のポータル事業者の提供するIDで、2は金融機関ですとか、携帯電話事業者の提供するもの、あるいはポータル事業者のものでも金銭の授受が伴いますようなものがこの中に入ります。このような対応関係の中で考えていくべきであるということでございます。ただ、この対応表につきましては、もう一度概要版の3ページにお戻りいただきたいのですが、個々の行政サービスの保証レベルというのはそのサービスを提供する主体が決めるものであるということで、この対応表の汎用性については十分な議論が必要なのではないかという指摘がございました。

この対応表ができてまいりますと、必要なのはそれを駆動する仕組みでございます。そのためには民間IDの認定制度、信頼フレームワークが必要ですが、これも具体的にイメージするために、報告書のほうの15ページにアメリカの信頼フレームワークの模式図が出ております。右側に利用サイドがあって、左側にIDの提供機関があります。これをつなぐ信頼フレームワークプロバイダーが必要であるということなのですが、このプロバイダーのポリシーについては政府が決めますし、日常の業務については監査人がいて、日常的な監査をしていると、こういう枠組みでございます。

こういうものを設けるべきなのではないかというのが提案になるわけですが、もう一度概要版に戻っていただきますと、4の一番最後にありますように、こういうフレームワークをやるにしても、実際の監査とかその制度の確立には非常なエネルギーが要るのではないかと、コストとか時間が必要なんではないか。また、新しい公的な枠組みも必

要なのではないかという指摘が行われたところであります。

次に、2番目の公的個人認証サービスの利用拡大につきましては、既にいろいろな提案、議論が政府内で行われております。このワーキンググループの中では、認証用途の付加と、記録媒体の拡張という2点が喫緊に必要であるという指摘を行いました。認証用途の付加というのは、今ございますものは、公的個人認証サービスは基本的には署名という考え方でできているのですが、それに認証という用途を早急に付加すべきであるということです。

もう1つは、記録媒体の拡張で、今は記録媒体はICカードだけなのですが、このワーキンググループに韓国状況を知悉している構成員がいらっしやいまして、その構成員からは、韓国ではパソコン、フロッピーディスク、CD-ROM、USBのトークン、携帯電話等が認められていて、これによって非常に普及率が高くなっているという指摘があり、このようなことをやるべきではないかということでございます。

3番目の魅力ある電子行政サービスにつきましては、利用率を上げるだけでなく、利用者にとってのベネフィットとか、社会全体の効率向上が大事であるという論点ですとか、先ほど申しました添付資料の取り寄せが鍵になるというようなこと、あるいは、それだけではなくて広報とか周知が大事で、周知するにしても利用者に合わせたような周知や情報の提供が大事だということ、あるいは魅力的なインセンティブの付与も重要であるというような検討を行いました。

それをベースにして、最後、5ページで今後の進め方について纏めました。魅力ある電子政府、国民が便利を実感できる電子行政サービスの実現につきましては、可能な限り早期に実現すべきで、そのために着手できる施策から速やかに実行していくべきであるということが基本的な考え方です。

それに際しては、③にございますように、民間のID利活用、公的な認証手段の利活用、いずれも国民本位の電子行政サービスの実現に向けては重要な検討課題であるという基本認識に立って、3つのことが必要だという結論です。1つは、利活用に関する具体的なニーズを明確にする、2つ目は、実現した場合のメリットについて明確にする、3番目は、それを国民の目にはっきり見えるような形で示していく必要があるという考え方でございます。それを実行に移すために早急にこの3つの目的を検証できるような実証実験を行うべきであるということを提言いたしました。

その実証実験のイメージについては、報告書のほうの25ページに民間IDを活用し

たもの、27ページに、これは生命保険会社による年金の受給者の生存確認を官民の連携プラットフォームでやるというもの、この2つのイメージ図を提示してあります。こういうものをベースにして早急に実証実験を行って、この3つのポイントについて明らかにすべきであるというのがワーキンググループからの提言でございます。これによって冒頭申し上げました、国民と電子政府との間のアクセスをできるだけ早く、太いものにしていくことが必要であるというのがワーキンググループからの提言でございます。

以上でございます。

【金子座長】 はい。ありがとうございました。大変熱の入った議論がたくさんあったというふうに聞いております。時間が足りなかったと思いますけれども、ご報告いただきました。この分野、平岡副大臣も大変ご関心のある分野であるというふうに聞いておりますし、森田さんもこの辺は、先ほど森田政務官からご指摘のあった国民が便利を実感できる魅力あるサービスの提供ということをぜひ一歩でも二歩でも近づければと思っています。私の感想としては、かなり複眼的にまとめていただいたなというふうに思っております。また、そのセキュリティのレベルという話も大変重要です。ちょっとこれは冗談になりますけど、慶應義塾で職員の健康診断が毎年ありますが、一昨年から何と腹囲を測られるようになったんですね。メタボ健診で85cm以上だと「メタボ」と書かれちゃうので、おなかを触られるのはいいけど、腹囲は測ってくれるなというのが男性教員・職員の願いなんですけれども、そういう情報は友達の間で自分さえよければ出してもいいかもしれません。しかし、病院の中の情報、例えばDNAの情報などは公的認証をしっかりとかけなきゃいけないのかもしれないと、こういうような発想かなというふうに想像いたしました。これは今日初めて出てきたものでございますので、いろいろご意見、コメントをいただきたいと思っておりますので、しばらく時間をとりたいと思います。どなたからでもご意見ある方、言っていただければと思います。

副座長を務めている須藤さんは、ずっとこの分野は大変ご専門でやっておられた。

【須藤構成員】 須藤です。これは、今、村上ワーキング座長からご報告がありましたように、きちんと整理してご報告いただいたと思います。金子座長のほうからコメントありましたように、複眼的でおそらく両方ともきちんと伸ばしてあげる、用途もまたそれぞれあると思っておりますので、その両方とも強力に推進する必要があると思います。

それから、最後のワーキングで申し上げたんですけれども、その前にちょっと私的に、峰崎参与、財務省副大臣、共通番号の議論が進んでおりまして、それは峰崎先生には申

し上げたんですけれども、IDに関するIT戦略本部の検討というのがきちんとなされていると。共通番号と切れているように、管見によれば見受けられると。そこら辺はきちんと国民IDの議論をかなり入念にIT戦略本部でも、あるいは総務省でもやってきたので、踏まえていただきたいということを申し上げました。

おそらく共通番号を検討なさっている財務省のほうで、そんなにまで留意してはいらっしやらなかったのかなというのが率直なイメージでしたので、峰崎先生もそんなに、私の今申し上げたようなことは否定はなさらなかったもので、今後ともよろしくきちんと対応していただきたいと思いますということを申し上げたということをちょっとつけ加えさせていただきます。

【金子座長】 ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。関口さん。

【関口構成員】 いろいろご議論をいただきまして、報告書をまとめていただいて御苦労さまでした。

1つちょっと疑問なのは、ここで書かれている話は、そのIDクレデンシャルの話で、いわば入り口のところの話だと思うんですね。これまで日本の電子政府の普及を阻害してきた要因の大きな理由としてこの認証の部分というのはあったと思うんですが、それを民間のIDも活用するという事で間口を広げると、用途に応じて使い分けをすると。これは考え方としていいと思うんですが、私の理解だと、共通IDというか、その国民ID制度というのは、ある意味でそのデータベースの共有化というところまで踏み込んだものだというふうに理解をしていたわけですが、その部分がここからでは十分に読み取れないような気がするんですが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

【村上座長代理】 今回の検討におきましては、縦の議論をしているわけですが、国民と電子行政サービスの間の最初の入り口の敷居を低くしていくというところに注力をして、できるだけ国民IDの部分が、その律速にならないような仕組みを考えたということです。その中身、データベースそのものの共有の姿については、また別の議論をしなければいけないと思います。

【関口構成員】 それはどこでどういうふうな形の議論としてなっていくのかというあたりはいかがなんでしょうか。

【村上座長代理】 このワーキンググループの検討の立場からいいますと、今、IT戦略本部で検討されております、電子行政に関するタスクフォースでより総合的な議論が行われるものという理解でおります。

【金子座長】 森田政務官、今のIT戦略本部のほうでこれは引き続きやっていただくということで理解してよろしいでしょうか。

【森田総務大臣政務官】 そうですね、と認識しております。

【金子座長】 では、山田さん、お願いします。

【山田構成員】 その縦と横のもう1つが入っていったときに、例えば入力の手順が複雑で分からないとか、そういう使い勝手の問題があります。それについては既に電子政府ユーザビリティガイドラインが作成され、CIO連絡会議でも決定をし、各府省がそれに沿って今、電子政府の開発をすることになっておりますが、その中で今年、今年度の上半期までの間に各府省の担当する電子政府システムのユーザビリティ向上計画を作成して公表することということが決まっていたんですけども、たなざらしになっています。総務省も公表してないというふうに思います。そういうことを一つ一つやっけていかないと現実には使い勝手は向上していきませんし、おっしゃられていることはすべてよくIDのことも大事ですし、横の連携も必要なんですけれども、それにも増して画面がわからないとか、用語がわからないとか、そういうことで困っている人たちが大勢いるわけですから、そこについても真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

【村上座長代理】 このワーキンググループの中で、検討自体はIDの問題を中心に行ったわけですが、終始繰り返してきました議論は、この検討をして実証実験に持っていくに際して、それがいかに使いやすく利用者にとって魅力的なものになっているかがこの検討の成否を決めるということです。今ご指摘のありましたユーザビリティの問題も実際に実証実験をやっていく際には、基本にご指摘のような検討を踏まえてよりよいものをつくっていくような取り組みが必要なんではないかというふうに思います。

【金子座長】 国民の便利を実感できるということは入っているわけですけども、実際は、山田さん、なかなか具体的にはやるのは大変だと思いますが。

【山田構成員】 そうですね。

【金子座長】 これをきっかけに一步でもその実証研究の中でやっていただければと思います。はい。関口さん。

【関口構成員】 あと、もう1点お聞きしたいんですけど、その30ページ、その報告書案の最後のページですが、その発行主体ですね。1のレイヤーはこれは何でもいいという怒られちゃいますけれども、いいと思うんですが、やはり2、3のところは重要

になってくると思うんですが、例えばここに入っていますヤフーのウォレットと身元確認ありと。この違いというのは、私もヤフーのサービス、全部よく知っているわけではないので、どう違っているのかという点と、あと2、3に相当するほかの民間の発行主体で具体例として挙げられるものにはほかにはどういうものが幾つぐらい、どのぐらいあるんでしょうか。

【村上座長代理】 発行主体ですか。

【関口構成員】 ええ。

【村上座長代理】 このヤフーの2と3につきましては、2は通常のIDですけども、金銭的な取引が伴うものという。

【関口構成員】 要するにヤフオクが使える、伴うやつですよ。

【村上座長代理】 そうですね。3のほうは、実際その身元確認をしてより厳しいID認定ができるようなものという説明でございました。

【関口構成員】 それ、実際にヤフーが今やっている。

【村上座長代理】 ええ、やっているということです。それから、このIDの数につきましては、この認定制度をどういうふうに設計していくかによって決まっていくものだと思います。今、ここには普段よく触れる例を示しておりますが、これら、あるいはこれらのほかのものを含めて、先ほど申しました事業体自体の持続可能性等も含めた評価をする中で決まっていくものということでもあります。

【関口構成員】 でも、そのゼロからつくるというよりは、既に民間で出回っているものがあるからそれを利用しようという発想だと思うんですよ。

【村上座長代理】 そうですね。

【関口構成員】 だとすると、実際にどういうものが。

【村上座長代理】 要するに、その数の……。

【関口構成員】 どういうサービスがあるのかという質問なんですけど。

【村上座長代理】 IDについてですか。

【関口構成員】 ええ、ええ、ええ。

【村上座長代理】 IDについては、ワーキンググループの検討で出てきたのはここに記されているようなものであります。こういう機関がやっております認証サービスを使って、いろいろな電子政府、あるいは電子自治体のサービスを利用者に使っていただくということで、ここで扱ったのはそのIDの部分でございます。

【関口構成員】 もちろんそれは了解していますが、ただ、例えば金融機関とか個別の事業者がやっているものはそれはそれでいいと思うんですけど、広く一般にサービスとして展開されている、そういう I D というのはあとどんなものがあるんでしょうという。

【村上座長代理】 この、例えば携帯。

【関口構成員】 ヤフー以外に。

【村上座長代理】 1 のもの。

【関口構成員】 2、3 のレイヤーで。

【村上座長代理】 2、3 では金融機関とか、携帯電話の I D というのがワーキンググループの検討の中で挙げられたものです。ほかにもあるかもしれませんが。

【関口構成員】 ですから、それがどういうものかという。

【村上座長代理】 そのためのフレームワークをつくって、提案が行われる中で見い出していく制度をつくっていかうという考え方です。

【金子座長】 はい。ありがとうございます。平岡副大臣は何か一言、ご感想ございませんか。

【平岡総務副大臣】 先ほど須藤先生のほうからもお話があったんですけども、私も実は前、国家戦略室長というのをやっています。

【金子座長】 よく知っております。

【平岡総務副大臣】 そのときに、やはり国民 I D 制度の問題と、社会福祉と税の番号制度、どう関係づけるかというか、どういう関係に立つのかというのをちょっといろいろ議論させてもらった経緯があって、あのときは逆の議論だったんですよね。社会保障番号と税の番号のやつはある意味では税制改正とか、あるいは社会福祉制度の改正の中の非常にどうしても必要なものという位置づけになってくるので、かなり急ぐ話だと。そういう急ぐ話が先に進んで、こっちの国民 I D 制度というものを別途にやっていると、こっちの社会保障番号と税の結論が先に出て、後からこれが出るという話になると大変困る話なので、そこはやっぱりちゃんとこの国民 I D 制度で議論するときには社会保障番号と税の番号制度がどうなっていくかというのをちゃんと見ながらやってくださいよというのが私たちのほうが言っていた話だったんです。そういう意味で非常に関係も深いですし、お互いに影響し合うところでもあるので、常にそこはお互いに注視しながらやっていっていただきたいというふうには思っています。

【金子座長】 はい、ありがとうございました。

【村上座長代理】 基本的にはこのふたつは、同時に検討を進めながら、同時にゴールインするという考え方だと思います。

【金子座長】 そろそろ次に進みたいと思いますが、この議論は、政府、民間、それから経団連などの経済団体など、もう長年にわたってしていて、なかなか具体的には進まないというのがございます。我々のこの提言がそこに一つくさびを打ち込むようなことになれば大変うれしいと思っております。次に進みますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。続いて、中間取りまとめを踏まえまして、今日お手元にあります最終報告書（案）を作成いたしました。その概要につきましては、事務局から後でご説明いただきますが、私のほうから中間取りまとめから変更した比較的な大きな点について簡単にご説明させていただきます。

大きな変更点は4つあります。まず、概要ではなくて、最終報告書（案）、一番分厚いやつ、資料2をごらんください。横1の最終報告書（案）というもので、一番分厚いやつですね。1ページ目を開いていただきますと、ぱっと見ると、変わったなというふうに思われると思います。重点戦略分野、これまで3つだったのが行政という4つ目を入れました。今まで、環境、医療、教育でございましたが、今、村上さんからご報告いただいた電子政府ワーキンググループで多くの議論をいただき、また、私の理解ではこれは戦略本部がずっと担当するというふうな理解をしていたんですが、途中から大臣の指示もございまして、この部会でワーキンググループをつくったと。10回にわたって大変重要な、たくさんの議論をしていただいて取りまとめいただいたということですので、これを4つ目の柱として加えたいというのが私の提案です。

ただ、ワーキンググループでは、IDの話が主でございましたが、ここでは、それにとらわれずもう少し広く行政改革とか行政の情報共有とかというところから考えたらどうかなというふうに考えている次第です。もともとは、この電子行政の話は⑤の「地域の絆の再生」のところに1項目としてございましたが、それをこちらに引き上げるということです。

2つ目は成長戦略とか、「新しい公共」とか、中間とりまとめの発表後に政府の指針になるようなものが出てまいりました。特に、総務省の平成23年度の概算要求がありまして、それに即してそれぞれの重点戦略分野に関して主な取り組みという項目を設けさせていただきますと、そこに対応するものをまとめて、概要や目標を追加したという

ことでございます。

3つ目には今の行政の柱の追加に伴って、2、3、4、5でございますが、ほかの重点分野と並べて、基本的な考え方、具体的プロジェクト、主な取り組みというのを入れてございます。この内容に関しましては、今、村上座長から説明のあった概要にあるものをほとんどそのまま入れております。

ただ、一部概要にないもので、今後、概算要求などが実現したらやっていくといった取り組みも少し含まれているということで、そのようなページをつけ加えさせていただきました。

また、脳とICTに関する懇談会では、中間報告書をいただいております。それに関しましても、34ページと35ページに研究開発の記述として、主なところを反映させていただきます。

4つ目に、具体的な取り組みの実現に向けまして、達成目標などを盛り込んだ工程表というのを作成いたしております。これは本編ではなくて、別冊ということで出させていただきます。

また、最終報告書（案）の概要の参考情報として、総務省の平成23年度概算要求の説明を追加しておりますので、後でご参照ください。

では、事務局のほうから最終報告書（案）の本編ではなくて、概要のほうについて説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【谷協情報通信政策課長】 それでは、資料1、最終報告書（案）の概要をごらんいただきたいと思っております。表紙をおめくりいただきまして1ページ目でございます。

今、金子座長のほうからお話ございました主な修正点につきましては、この1ページ目の左側——オレンジ色の部分でございますが——に整理をさせていただいております。そして、1点追加で申し上げますならば、一番下に書いてございますけれども、ICT利活用促進一括化法に関する具体的な制度・規制の抽出という点を加えております。これは後ほど概要をごらんいただきます。

また、この右側、青いところでございますけれども、5月の新たなICT戦略、それから、6月の新成長戦略の中にも、この部会においてご議論いただきましたグリーンプロジェクトをはじめとする幾つかのプロジェクトについて、これを反映しているというところがございます。

2ページ目は今、座長からお話ございました、最終取りまとめ報告書（案）の全体

像ということでございまして、まず1で現状と3つの基本理念、それから、2つ目に重点戦略分野、そして、一番下のところでございますけれども、工程表を追加しているということでございます。

次に、3ページ目をお開きいただければと存じます。

まずそのうちの1つ目の3つの基本理念でございますけれども、この部分は変更ございません。基本理念、3つ書いてございますけれども、効果が実感できる国民本位のICT政策へ、また2といたしまして、地域での実証成果をグローバルにスケールアウトし、課題先進国として貢献をしていくと。また理念の3点目として、徹底的なICTの利活用によって新たな成長を実現していくと、この3つの理念に整理をさせていただきます。

4ページ目でございますけれども、重点戦略分野として、今、行政も加わりました4つの具体的な分野と、それから、横ぐしになります「地域の絆の再生」、あるいは人が中心となった技術開発ということで、主な提言をされておりますプロジェクトについて整理をしたものでございます。例えば、環境分野では、ICTグリーンプロジェクトの推進、ICTによる緑の分権改革の推進、ICTシステムのスケールアウトの推進とございます。

また、医療についても、遠隔医療等の推進、先進的な医療システムの国際展開等を掲げております。

教育の分野では、ICTによる協働型教育改革の実現、ICT教育改革に向けた教育クラウドの構築、ICTを活用した高等教育・生涯学習等の強化でございます。

また、④は今、ご議論いただいた行政分野でございます。

⑤といたしまして、「地域の絆の再生の中」で、ICTによる「知」、ナレッジの集積と共有などを通じた地域活性化、地域によるICTの人材の育成、安心な暮らしの実現、それから、高齢者やチャレンジドへの配慮がなされる社会の構築を掲げております。

また、技術開発の面では、夢のある研究開発プロジェクトの実施、安心な暮らしの実現に向けた研究開発プロジェクトの実施を掲げております。

ご参考までに、5ページ以降で中間取りまとめを踏まえまして、総務省で現在、来年度予算概算要求をしております施策を幾つか整理をさせていただいておりますので、ざっとごらんいただければと存じます。

まず、6ページ目でございますけれども、重点4分野の中の1つ、環境分野の中でグリーンICTの標準化の推進というものを計上しているところでございます。

また、次の7ページ目、医療分野でございますけれども、遠隔医療等の推進、それから、いわゆる日本版EHR、Electronic Health Recordを推進してまいります健康情報活用基盤構築事業を概算要求に計上してございます。

また、8ページ目の教育分野におきましては、今年度から開始をしておりますフューチャースクール推進事業の継続を要求しているところでございます。

また、9ページ目でございますが、「地域の絆の再生」という観点から、先ほどと若干重複いたしますが、地域ICT利活用広域連携事業、あるいは地域テレワーク普及推進プロジェクトを計上しているところでございます。

また、10ページ目をごらんいただきますと、人中心の技術開発ということで、いわゆる競争的資金制度でございますが、SCOPEという制度を引き続き継続で要求しております。この中では、特に若手の研究者に対するインセンティブをとという議論もこの部会で行ってまいりましたが、2つ目の矢印のところでございますように、「次世代を担う人材を育成するために、若手研究者（35歳以下を対象）が提案する独創性や新規性に富む研究開発を推進」と、こういったような事項も含まれております。また、先ほどからでございます脳とICTに関する研究開発がでございます。

最後に11ページ目でございますけれども、地球的課題解決のためのグローバル展開の推進ということで、日本の優れたICT技術を海外に出していくための、ICT海外展開の推進、あるいは日本の優れたユビキタス技術をアジアの都市に集中的に投入して、日本のICTのいわばショーケース化を図っていくという、アジアユビキタスシティ構想の推進といったような項目を要求しているところでございます。

最終報告書（案）の概要及びこれに関連する予算要求の中身は以上でございますけれども、あわせて参考2をごらんいただきたいと存じます。ICT利活用を阻む制度・規制等についてという資料でございます。

おめくりをいただきまして1ページ目でございますけれども、先ほどと重複いたしますけれども、6月の新成長戦略の中で、IT戦略本部を中心に情報通信技術の利活用を阻害する制度・規制等の徹底的な洗い出し等を実施するとされたところでございます。

また、これに先立つ、IT戦略そのものの中で情報通信利活用促進一括化法を検討するとされているところでございます。

そして、こういった方針を踏まえまして、その次の四角でございますけれども、IT戦略本部の中に情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会が既に

設置をされておりまして、現在検討が開始されているところでございます。

こういった検討に貢献する観点から、総務省におきましても、その次の四角でございますけれども、ICTの利活用を阻む制度、あるいは規制について7月の半ばから8月の半ばまで、約1カ月間にわたりましてパブリックコメントを実施いたしました。その結果は9月9日に公表をしておりますけれども、528件のご意見が提出されたところでございます。

2ページ目が、実際に意見をご提出いただいた計105の個人、企業、団体でございます。そして、こういったご意見を整理いたしましたのが、次の3ページ目でございますけれども、具体的には60項目にわたるご意見が提出されているところでございます。そして、こういったご意見につきましては、IT戦略本部のほうに入力をさせていただいているということでございます。

概略をごらんいただきますと、次の4ページ目、幾つかの例が出てまいりますけれども、例えば遠隔医療の実現に向けた医師法第20条の見直し、その右側でございますけれども、メタボ健診の保健指導の場合、遠隔面談が初回には認められていないといったようなこと。左下でございますが、処方せんの電子化ができていない。それから、過去に取得した医療情報の疫学目的への二次利用が個人情報保護法の関係で実現できていないといったような中身でございます。

5ページ目でございますけれども、教育の分野では、いわゆるデジタル教科書の実現にも規制がございます。また、学校備えつけの表簿類についても、学校の中に備えつけなければいけないということで、クラウド上に置くといったようなことができないという課題がございます。また、左下でございますけれども、学校内のLANサーバーに映像コンテンツを入れて、これを教室で利用するという点で、著作権法上のいろいろな問題がございます。

6ページ目をごらんいただきますと、統計法の関係でございますけれども、統計法におきまして、学術研究の発展に資すると認められる場合等のみ匿名データの提供ができるということになってございます。また、いわゆるクラウドの関係で、コンテナ型データセンターについても現時点では規制がございます。また、テレワーク、それから自動車関連情報の参照につきましても、何点か超えなければならないハードルがございます。

また、最後、7ページ目でございますけれども、今、ご議論いただきました電子行政にも絡みますが、住民基本台帳ネットワークを一定の条件下で民間事業者に開放できな

いのか、あるいは公的個人認証サービスのもう少し汎用性がある使い方ができないのか、戸籍の保存のあり方、また、とりわけ金融商品取引のような民間取引における各種書面交付、こういったものについても見直しができるのではないかとといったようなご意見が寄せられた。こういったご意見をまとめさせていただきまして、参考資料として添付をしているというところでございます。

最終報告書（案）の概要は以上でございます。

【金子座長】 はい。ありがとうございました。この分厚い最終報告書（案）について、ご意見を今いただくというものなかなか大変だと思いますが、私から先ほど申し上げたところで、差分はかなりわずかでございます。先ほど、電子行政のIDについては十分ご議論いただいたというふうに理解しておりますが、その上で、今の事務局からの説明も含めて何かご質問なり、コメントございましたらぜひ出していただければと思います。山田さん、お願いします。

【山田構成員】 若手の研究の支援について関連することで、私からも資料を提出しておりますので、3分ほどで簡単に説明をしたいと思います。

【金子座長】 はい、よろしくお願いします。

【山田構成員】 研究支援事業の評価についてという資料がございますけれども、実際に評価委員として担当いたしますと、次のページにありますように、私と他の評価委員とで評価が分かれるということが現実にはございます。さらに、事後評価について次のページにありますが、実際に事後評価をしてみると、A評価もありますが、だめ、完全な失敗というようなものもございます。したがって、次のページにありますが、ここをまとめると、有識者といえども評価委員の評価結果というのは必ずしも一致しない。この現実をちゃんと見たほうがよくて、今まで政府が研究支援をした場合には、全部成功したことになっていて、とてもじゃないけど、信じられないようなものまで全部成功と報告されているようですが、むしろ、失敗は研究の宿命であると。だから、ハイリスクのものについては、失敗することもある。それを単純に予算の無駄遣いとか批判しないほうがいいということのはっきり申し上げたほうがいいと思います。

ただし、その無駄遣いを減らす、失敗を減らすためには、次のページ以降のような対応があると思います。まず第一に、低い事後評価については一定の傾向があります。例えば大企業・著名研究者にとってはリスクフリーの支援になるので、結果もあまりさえないのですけれども、中小企業や新しい研究者に支援した場合のほうがよい結果が出る

ということが多々ありました。

例えば、次のページにありますように、具体的に話したほうがわかりいいと思いますが、国際空港でエリアワンセグによって外国人観光客に情報を伝えますというようなプロジェクトがあるんですけれども、外国人観光客は携帯電話でワンセグが受信できないので役に立たないんですけれども、こういうような垂直統合型で結果的にだめなプロジェクトというのが幾つか見受けられます。

次のページにありますけれども、海外展開をやはり展望する必要があります。その場合に、外国でデファクトであるものというものはきちんとサポートする必要がありますし、それをうまく取り入れるような戦略性が必要です。なおかつその上で日本の技術を売っていくというようなことが必要です。

特に、インターネット系の I E T F とか、W 3 C とか、I E E E に関係するような場合には海外との関係を意識する必要があります。

次のページにありますますが、そうやって実行した場合に、ぜひ評価委員の意見を提案者とか、プロジェクト推進者にフィードバックするような機会というのをつくるべきだというふうに思いました。提案Aと提案Bが協力すればもっとよいプロジェクトになるなんていうことも評価委員が言っても、これは何も今まではできないんですけれども、ぜひそれをしてほしい。

そのようにした上で、これが次のページが決定的なんですけれども、事前評価についても事後評価についても、すべての評価を評価委員ごとに公表するというのをこれからはすべきであるというふうに思います。公表によって、成功する提案を見抜く力のある評価委員が分かるようになってきますし、成功する提案をする組織、研究者がわかるようになってきます。蓄積によってそれができるようになると思います。

ということで、まとめには同じことが書いてありますので省略しますが、ぜひ若手研究者の支援事業については、このような今までの政府がやらなかった新しい取り組みをしていただけると、より一層若い人たちの中から今まで考えつかなかったような新しい提案が出るのではないかというふうに思います。

以上です。

【金子座長】 はい。ありがとうございました。評価の方法についてイノベーションを起こそうということですね。大変いい提案だと思います。関口さん、お願いします。

【関口構成員】 2点お伺いしたいんですが、これは座長にお伺いするのか、事務局に

お伺いするのか。

1つは、そのICT利活用促進一括化法なんですけれども、これは、絆の再生のところ、ですから、本文でいくと最終報告書（案）の27ページの真ん中どこかに、「次期通常国会の提出を目指し」ということで書かれているんですが、その工程表のほうの案でいきますと、これは多分12ページの電子行政の推進工程表になると思うんですが、「法制度の改正（随時）」みたいなのが入っているんですが、これは2013年度からにもなっていますし、その工程表の中に具体的にこの一括化法をどうしていくかというのが書き込まれてないのはどういう理由なのかなというのがまず1点ですね。

それと、もう1つは、同じその工程表の12ページのすぐ下になりますし、その共通企業コードセンター（仮称）設置ということなんですけど、これはもう12年度からということになっているんですが、既に法務省でも企業コードというのをやっているわけですし、これの内容というのはどういうもので、だれがどんな形でどういう目的のためにやるのかということをご説明いただければと思います。

【金子座長】 これは谷脇課長のほうからお願いします。

【谷脇情報通信政策課長】 まず、ICTの利活用を阻んでいる、想定していない規制制度の見直しというのは、政府全体の方針として、来年の通常国会に法案を出すかどうかということを年内に決定をするという運びになっております。現在におきましては、IT戦略本部の専門調査会においてご議論が行われているという状況にあると理解しております。

それから、工程表の12ページのところで、「法制度の改正（随時）」というのがございますけれども、これはまさに電子行政、電子自治体のお話の中で、自治体相互間の連携をしていく上で必要であれば法制度の改正をするということでございますので、ICTの利活用を阻む制度というところと重複している部分はございますけれども、ちょっと分けてこの工程表では書かせていただいているということでございます。

それから、企業コードのセンターでございますけれども、現在、総務省でも主要な予算を計上いたしまして、その技術的な検証を始めているところでございまして、継続的な実証を積み重ねていく中で、この工程表にあるようなスケジュール感で実際に運用をしていくということを想定しているところでございます。

【関口構成員】 ですから、先ほどの国民IDもそうなんですけれども、各省庁でそのコードをつくるのはいいんですけれども、これが屋上屋を架すようなものなのか、ある

いは法務省と連携したようなもので何かをつくるのか、その辺の設計の考え方とかその仕組みというのはどうなんでしょうか。

【谷脇情報通信政策課長】 今年度の総務省におきます実証実験におきましても、現在、法務省のコードをどのように連携させるかということで、法務省と連携をして、総務省と共同で実証実験を進めていくというふうにしております。そういった意味では、各府省が連携をしていくという枠組みの中でやっていきたいというふうに考えております。

【金子座長】 終了時間が来ておりますけれども、今日は重たい議題がたくさんありましたので、少し延ばさせていただきます。野原さん、お願いします。

【野原構成員】 2点あります。1点目は、先ほど話が出ました制度・規制についてですが、私は資料に書かれているIT戦略本部で行う「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会」の会長をさせていただいておまして、現在活発な議論を重ねているところです。

先ほどご説明のあった総務省での取りまとめ内容などと、専門調査会とがしっかり連携する必要があると思います。この報告書の中での取り扱いはどうなっているんでしょうかというのが1点です。

もう1点は、先ほど山田構成員からも話がありました、若手のU-35夢実現プロジェクトです。これについては本編の36ページに主な取り組みとして挙げられておまして、その最後の行にこの結果を「実用化・事業化、研究者育成、国際展開等へ活用し」と、まさに重視すべき点が書かれていますが、具体的にどういうふう実用化・事業化につなげるんでしょうか。それから、国際展開等への活用というのは具体的にどういうふうにするかと考えておられるのか、説明をいただきたいと思います。

【金子座長】 はい。第1点に関しましては、専門調査会等のことをしっかり調べて、私の責任で書き込ませていただきたいと思います。

【野原構成員】 はい。

【金子座長】 U-35については事務局のほうから何かございますか。

【谷脇情報通信政策課長】 今ごらんいただいております36ページ、例えば国際展開というのがございますけれども、やはり若手の研究者に対するご支援をした上で、そういったプロジェクトをグローバル展開していくというのは、どういうノウハウがあるのかというのがなかなか若手の方はないわけでございまして、そういったものを例えば私どもでいいますと、ユビキタス・アライアンス・プロジェクトという、ICTのグロー

バル展開をやるプロジェクトがございますけれども、こういった制度を活用していただいて、どんどん海外に出していくということが必要だろうというふうに考えております。

それから、若干補足をいたしますと、参考2で今日ご紹介をいたしましたICT活用などの制度・規制等についてという資料がございますけれども、国民の皆様から非常に貴重なご意見をいただいております。こういったものも報告書の一部というふうにしてあわせて公表するというのでいかがかというふうに考えております。

【金子座長】 森田政務官、IT戦略本部に期待がたくさん集まっておりますけれども、一言、どのような形でこれから進めるか、お時間でもう退席されるということでございますので一言いただければと思います。よろしく申し上げます。

【森田総務大臣政務官】 もうご存じのとおり、5月に政府全体のICT戦略であります新たな情報通信技術戦略を決定しております。その後、6月以降、各専門調査会等で今、話を進めていますが、今まで議論、僕も今日初めて伺って、聞かせていただいて、IDなんかは今までなかなかこう専門的に議論する場がなかったですから、なるほどと思いつつ勉強させてもらっている次第なんです、今日の報告書にも、例えば脳とICTということも追加してもらって、すごく有望な分野だなというふうに素朴に医療人としても感じております。

といたしますのは、昨今の科学技術の進歩、特に脳でいえばMRIの進歩で脳の機能面の評価というのがすごくやりやすくなってきて、結果として人が何を考えているか、どう動きたいのかということが画像上、あるいは脳波等々複合して評価できるようになってきている。これは目が見えない方が画像情報としてCCDカメラで撮ったもの、逆にいえば頭の中に入れてきて、それで景色が見えるようになるとか、いろいろな可能性がある、これはIT戦略本部でどうしていくかという座長の問いかけに答えていることにならないのかもしれませんが、そういった意味で、すごくクリエイティブな可能性が示唆されている今日の報告書だと思いますので、こういう話がぜひ実現して、そして一方で、情報通信利活用促進一括化法が今度出ますけど、例えば自分はどうしても医療人で、そっこのほうに目がっちゃうんですが、やっぱり遠隔診療なんていうのも、これは人間というのは五感で触れて感じるものでしか診断できない場面もあります。一方で病院に来て処方だけで帰る患者さんもざらにいて、ほとんど1カ月、あるいは2カ月、お医者さんの顔を見てない人というのは、ほんとうは違法かもしれないんですけども、現実としてそういう方もいらっしゃるくらい今、ヒューマンリソースは医療界に

においては疲弊しているのです、いずれにしても、患者さんあるいは医療人としてリーズナブルな方法にいくのかなというふうに、もう論点は尽きないんですが、精いっぱい取り組んでいきたいと思っております。どうもありがとうございます。

【金子座長】 ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。では、森さん、お願いします。

【森構成員】 環境関係のほうのワーキングでは、ここでは、規制撤廃という話をよくわりと中心になっておりますけれども、むしろ標準化、あるいは導入の義務づけのようなものがある程度行き渡らないと、なかなかICTがエネルギー、環境のほうの管理、あるいは効率化にはなかなか行き渡らないのではないかという意見がかなり出ておりました。

これは規制を増やすということではなくて、ICTはとにかく基本的に横断的な分野をカバーするものですから、規制とか標準化というものをできるだけ整合的にしていかないと効果を出さないであろうと。そうでなければ実際に使うユーザーの結果としての連携と申しますか、共有というところになかなか行き渡らないということもございました。そのような意味では、今回のこの制度・規制の撤廃に関するこのパブリックコメント等ありましたけれども、これをどのように扱われているかちょっとわかりません。あくまで、これはコメントに過ぎないわけですがけれども、何でも撤廃する方向だということではなくて、大事なのは撤廃ではなくて、全体の横断的な整合性というところが1つの流れであるべきだというふうに思います。この中にももしできましたら、この標準化ということで終わらせずに、さらに導入の推進のための半強制が適当かわかりませんが、義務づけに近いところも中には必要だというところが残らないかなというふうに感じております。

以上です。

【金子座長】 はい。ありがとうございます。デジュール、デファクトスタンダードの両方を進めることに関しては基本的考え方を書いてありますけれども、それについてまた考慮したいと思います。

【金子座長】 はい。では、1つ、お願いします。

【村上座長代理】 先ほど山田構成員のほうから評価のお話があったんですが、36ページのU-35の夢実現プロジェクトは、提案させていただきましたものを取り上げていただきましてありがたいと思っておりますが、これには、1995年頃、インターネ

ットが入ってきたときに15歳だった若者が、今は30歳になっていて、これから、どんどんデジタルネイティブ世代が増えていくわけですが、デジタルネイティブのデジタルネイティブによるデジタルネイティブのための研究開発というようなものがこれから必要なんじゃないかという思いが根底にありました。

山田構成員からのご指摘にありましたように、これはやるほうがU-35であるのと同時に、評価する側にもぜひ一定部分、U-35が入るような運用をしていただければより良いものになるというふうに思います。

もう1つ、12ページのスマートグリッドの導入に際して、エネルギーの側面と情報通信の側面、両方の側面があるので、これは経済産業省ともよく連携しながら推進をしていただきたいという発言をさせていただいたかと思いますが、まさにそういう形で推進されているというふうに思います。これにつきましては、金子座長のご発表の第2番目の理念の、グローバルにスケールアウトしていくというところでは一番近いところにあるプロジェクトの1つだと思いますので、ぜひそういう方向感を持ちながらの運用をしていただければというふうに期待しております。

以上です。

【金子座長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

【山田構成員】 よろしいですか、すいません。

【金子座長】 はい。

【山田構成員】 たびたびすいません、山田ですが。今日のお昼にアメリカ国務省のICT担当のバービーア大使とちょっとお話をさせていただいて、彼が6つのことを指摘をしたことはほとんど全部我々のグローバルのタスクフォースでカバーされているので問題ないんですが、1つ抜けているように思われるものがあります。それは、サイバーセキュリティと、それと裏腹の情報の利活用ということについて、もう少しきちんとしたガイドラインを国際的なレベルでもつくる必要があるのではないかということをお話して、バービーア大使は指摘をされまして、僕もそのとおりでというふうに思っています。

電子政府の話にしても、個人情報保護法がかえって規制になってしまっていて情報の連携がとれないとか、さらに民間利用するようになるとさらにもっと重大な問題が起きてくるわけですが、一方でそういう情報の利活用をしなければ、利便というのは国民は享受できないわけですから、改めてどこまでをセキュリティで維持をして、その上で利活用するかということは横断的な課題として、この報告書に盛り込むのは無理なんですけれ

ども、これからぜひ検討していただきたい課題だというふうに思います。

【金子座長】 はい。ありがとうございました。議論は尽きないと思いますが、あと、まだございますか、次の会議が始まってしまうということなのではないですか。

【関口構成員】 山田構成員の意見に全く賛成でして、個人情報保護法については、あれは住基ネットを導入にするに当たってわりとばたばたとつくった感じがありまして、今のこのクラウド時代に移行したということであれば、もう一遍、内容をもう1回ゼロから見直す必要があるんじゃないかということをお願いしたいと思います。

【金子座長】 そのことに関しては議論が十分ここではしません、そのことをきちんと書き込むということで対応させていただきたいと思います。あと、ご意見ございましたら、私ないし事務局のほうに連絡をいただければと思います。よろしいでしょうか。

【小菅構成員】 全体取りまとめの中で出てきているその、私、関心持ってきていることは、ICTによる国際貢献というところは、いずれも今回の重点戦略分野の中で言われているわけですが、それをどういうふうにそのスケールアウトするか、課題先進国として貢献していくかという、その先のところが必ずしもよく見えないんですね。

実は、先ほど実証実験あるいは実証的なことをやった上で、いわゆるスケールアウトできるものについては積極的に進めるという意図だろうと思うんですが、実際、現在のその情報通信の分野の国際社会での位置づけから見ると、日本は実証実験だとか実証的なものをするということを非常に重要視して、今までも新しい技術の開発をしてきたと思うんですが、どうもその結果が具体的にスケールアウトして、国際的な分野でそれが使われているかということを反省してみますと、必ずしもそれがうまく機能してこなかったんじゃないかと。ですから、その点で、むしろその何か具体的なものができてから、例えばスケールアウト、あるいは国際協力だとか技術協力みたいな形につなげていくところを少し手続きをむしろ前倒しでいけるような仕組みをつくっておかないと、例えば必ずしも日本の技術じゃなくても、ほかでもこういうものを使えるよという話になってしまっている面が結構あるように思うんですね。その辺ぜひ今回のある意味では非常によくできているわけですので、例えばAPECがもうすぐ開かれるわけですが、この前、沖縄で閣僚会議がこの情報通信でありましたよね。そういう面ですと、具体的に例えばこの新しいタスクフォースが考えてきたこの取りまとめが、具体的には例えばAPECみたいなところで、どのような形で例えば触れられる可能性があるのか、あるいはこういうことを実際に日本はやっているんだということを述べるような

機会があるのでしょうか。その辺、若干ちょっと気になったんですけど。

【金子座長】 はい。ありがとうございます。それについては後で平岡副大臣に伺いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、今日いただきました、まだこれからもメールなどでいただければと思います。ご意見、扱いにつきましては政務三役と座長、座長代理にご一任いただき、最終報告書並びに工程表、そして、また改訂をした上で今日の皆さんの貴重なご意見、反映をちゃんとさせていきたいと思います。次回の政策決定プラットフォームで報告をするということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【金子座長】 ありがとうございます。すいません、今日はちょっと久しぶりでございましたので、少し時間をオーバーしてしまいましたが、必要と思いましたので延長させていただきました。最後に平岡副大臣、今の小菅さんのご質問も、もしできたら少し触れていただく形で最後、総括を取りまとめいただきたいと思います。よろしくお願います。

【平岡総務副大臣】 いずれにしても、長い間、1年にわたりまして金子座長のもとでご議論をいただきまして、本日、最終報告書を取りまとめていただいたということでございまして、今日ご出席の皆様方をはじめとして、構成員の皆様方のご尽力に対しまして心より感謝申し上げたいというふうに思います。

総務省としても、先ほどから示されてきました環境、医療、教育、行政等を中心として、社会のあらゆる分野においてICTの利活用が促進されるということで、ひいては地球的課題の解決や、我が国の持続的経済成長を実現できるというふうに考えておりまして、今回取りまとめをいただきました最終報告書や工程表に基づいて具体的施策を展開していくことが重要であるというふうに考えています。

実は、平成23年度の予算要求ということで、先ほどから資料としてもお見せいたしましたけれども、実は今、要望枠という形で、本来の要求枠じゃなくて要望枠ということで、枠はたくさんいただいているんですけども、査定のほうが大変厳しいというふうに総務省で約400億ぐらいありまして、全部が全部このICTの関係ではないんですけれども、そこに私も森田政務官なんかと一緒に査定する側の政治家のほうに行きまして、どなり合いのけんかをするというような場面もありまして、大変厳しい折衝をしております。

というのはこの分野についていうと、私もそうだったんですけれども、なかなかこの将来の可能性というものが一般の人になかなかわかってもらえない。確かにそういうのができたらすばらしいだろうなどは思うけれども、じゃあ、国の予算を使ってそこまでやって、いつまでに一体どこまでのことができるのかということまで聞かれると、なかなか明確に、いやここまでにこれだけの金でやれば、いつまでにこれができるんですよということがなかなか言えない世界でもあるというようなことなので、大変厳しい状況になっているというふうに思います。

しかし、この分野がこれから日本の世界の中におけるステータスといいますか、存在感を示していくためにも大変重要な分野であるというふうに私も文科系出身でありながらも思っておりますので、ぜひ努力していきたいと思っておりますし、また、ここにおられる皆さん方を始めとして、専門家の方々にもいろいろなところで必要性、有効性というものについても訴えていただきたいというふうに思っております。

先ほどのAPECのお話でございますけれども、沖縄宣言という形でかなりいろいろなことは盛り込ませていただきました。その中には、ここで議論していただいたこと、あるいはここというのはタスクフォース全体を指しますけれども、議論させていただいたことも私はかなり方向性なり、あるいは個々具体的などころではないけれども、大きなまとまりとしてそういうものが盛り込まれているというふうには思っております。

ただ、やはりこれから進むべき道というのは、各国で共通でまとまったところにはなかなか今日の議論のようなところは示されていないところもございますので、そこはまた我々も各国との間でいろいろな協調する部分があります。例えば、今回もあれはどこの国だったかな、インドネシアとかそういうところともいろいろな包括的な協力の枠組みというものを、それは沖縄宣言とは別にご用意して進めていこうということをやっておりますもので、そういう場を通じてもまた個別的問題については進めていきたいというふうに思っています。当然、APECという大きな枠組みの中でも、できる限り今日も含めた議論が、まだこれから本体の会合がありますので、どこまでその場に反映されるかというのはちょっとわからないところもありますけれども、努力していきたいというふうに思います。

すいません、あんまり抽象的な回答にしかなっておりませんが、また、個別具体的なところはいろいろ整理をさせていただいて、また皆さん方にもお示しをさせていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、皆さん方には大変お世話になりました。ありがとうございます。
まだこれで最終報告書ができたから、これが全部、政府の政策として実現するというわけじゃなくて、プラットフォームのほうでもまたいろいろと議論させていただくということになります。皆さん方には引き続きご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして御礼の言葉とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

【金子座長】 ありがとうございます。

それでは、事務連絡のほうございましたら、手短にお願いいたします。

【本間国際戦略企画官】 事務局でございます。本日はありがとうございます。

今後の進め方でございますが、本日いただきましたご意見も踏まえまして、報告書並びに工程表を取りまとめ、次回の政策決定プラットフォームでご報告いただく予定でございます。

以上でございます。

【金子座長】 ありがとうございます。では、以上で今日の会合をおしまいにさせていただきます。ありがとうございます。

以上